

印鑑登録をするとき（代理人申請）

本人が勤務または病気等で登録にこられない場合には、代理人により下記の手続きができます。




1. 登録申請手続き

持ってくるもの	1. 登録する印鑑 2. 印鑑登録申請手続委任状 3. 代理人の本人確認資料 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)
---------	--

後日、本人あてに照会書と回答書・代理権授与通知書を同封し送付しますので、必要事項を記入のうえ、下記の2.受領等手続きに記載したものを持って窓口へ提出してください。

なお、登録申請手続きをした代理人と印鑑登録証の受領の代理人は、同じ人になります。

※印鑑登録申請手続きの委任状(委任者が記入。)

印 鑑 登 録 申 請 手 続 委 任 状			
代理人 住所 氏名 生年月日	続柄		
私は、()のため来庁できないので、上記の者を私の代理人と定め、 印鑑登録の申請手続きを委任します。			
令和 年 月 日			
委任者 住所 氏名 生年月日	<table border="1"><tr><td>登録する 印鑑</td><td></td></tr></table>	登録する 印鑑	
登録する 印鑑			

※登録できない印鑑大きさ…一辺8ミリの正方形に入るもの・一辺25ミリの正方形に入らないもの

2. 受領等手続き(印鑑登録証受領・印鑑証明書交付)

持ってくるもの	1. 登録する印鑑 2. 回答書・代理権授与通知書 3. 登録本人の健康保険証等(原本) 4. 代理人の本人確認資料 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)
---------	---

◆連絡先（日中連絡のつく電話番号）